

昭和57年度（問 題）

次のA, B, Cのうちいずれか一つを選んで解答せよ。

A （4問中3問選択）

1. 告知義務および告知義務違反に関するつぎの命題の当否について簡潔に論述せよ。
 - (1) 生命保険契約の場合、他社に同時に同様の契約を申し込んだ旨を告知しないと告知義務違反となる。
 - (2) 生命保険契約の場合、告知義務違反の事実と因果関係のない事由で被保険者が死亡したときは保険契約は解除されない。
 - (3) 保険者は告知義務違反により保険契約を解除する場合、解除の原因を知ってから1カ月以内に解除通知を発信すればよい。
 - (4) 約款を変更して、告知義務違反による解除権の留保期間を1年に短縮することは可能である。
 - (5) 契約者または被保険者が過失によって重要事実を告げないかまたは重要事項につき不実のことを告げたときは、保険者は告知義務違反により保険契約を解除することができる。

2. 現行の生命保険普通保険約款の個人月払保険料の払込に関するつぎに掲げる規定の問題点について論述せよ。

第X条

 1. 第2回以後の保険料は、会社の本店または会社の指定した場所に払い込むことを要します。
 2. 会社が便宜集金人を派遣した場合には、その集金人に払い込んで下さい。
 3. 前項の場合に保険料が払い込まれなかったときおよび保険料払込の猶予期間が切れる10日前になったときは、その時以後は第1項に規定する払込場所に払い込んで下さい。

3. 責任準備金および保険契約者配当準備金に関する保険業法および同法施行規則の規定について説明せよ。

4. 保険募集の取締に関する法律におけるつぎの事項について説明せよ。
 - (1) 乗合の禁止（第10条）
 - (2) 手数料の支払禁止（第18条）

B (4問中3問選択)

1. 次の文章は受益者の権利について述べたものである。空所の番号ごとにあてはまる言葉を補充せよ。

(解答例 ㉑-委託者)

- (1) ① の当時予見できなかった特別の事情で、② が受益者の利益に適しなくなった時は、受益者はその変更を、③ に請求することができる。
- (2) 受託者が④ により信託財産に損失を生ぜしめたとき、又は信託の本旨に反して信託財産を処分したとき、及び⑤ の原則に違反したときは、受益者はその受託者に対し、⑥ 又は⑦ を請求できる。
- (3) 受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分したときは、受益者は⑧ 又は⑨ に対し、その処分を⑩ ことができる。
- (4) 受益者は、受託者に対し、⑪ の閲覧を請求し、かつ⑫ につき説明を求めることができる。
- (5) 受託者は⑬ 場合を除き、⑭ 及び委託者の承諾がなければ辞任できない。
- (6) 受託者がその任務に背いたとき、その他重要な事由があるときは、⑮ は受益者の請求により、受託者を⑯ することができる。
- (7) 受益者が⑰ を享受する場合に、⑱ によらなければ、その債務を完済できないとき、その他やむを得ない理由あるときは、裁判所は受益者又は⑲ の請求により、⑳ を命ずることができる。

2. 法人税法施行令第159条にいう「要留保額」について、その内容と要留保額に係る取扱いについて知るところを述べよ。

3. 厚生年金基金の行う年金給付の事業に要する原資は、掛金をその根幹としているが、掛金に関して、次の各々を説明せよ。

- (1) 掛金の徴収権
- (2) 掛金の負担及び納付義務
- (3) 掛金の算定基準

4. 次の語について説明せよ。

- (1) 貸付信託
- (2) 特定金銭信託
- (3) 遺言信託

C (4問中3問選択)

1. 保険価額の意義について述べるとともに、それが損害保険の仕組みにおいてどのような機能を持っているかを説明せよ。
2. 次の事項について説明せよ。
 - (1) 危険変更の場合における保険契約者・被保険者の通知義務
 - (2) 保険契約者・被保険者の損害防止義務
3. 保険業法第86条準備金について説明せよ。
4. 損害保険事業における競争の健全性を確保するうえでの「保険募集の取締に関する法律」の役割について述べよ。

昭和57年度（解答例）

A-1(1)

(×) 告知義務違反とはならない。

生命保険契約において告知すべき重要な事実または重要な事項とは、生命の危険測定上、重要な事実または重要な事項を言い、保険者が保険契約をなすべきや否や、もし保険契約を締結するとすれば保険金額、保険料額等保険契約の内容を如何に定めるかを定めるのに因果関係のある事実、事項である。生命の危険測定上とは、被保険者の死亡率との関連においてと考えてよいであろう。

他社に契約を申し込んで拒絶（謝絶）されたり、不成立になった場合は、なんらか危険が通常より多かったことが推定されるから、拒絶（謝絶）や不成立になった事実は重要事実になるが、単に他の会社に契約を申し込んだ場合とか、他の会社に契約を申し込んで承諾されたような場合については、それらの事柄は重要な事実または重要な事項とはならない。

（第三分野の保険については種々な論議がある。）

A-1(2)

(×) 保険契約の解除をすることができる。

商法第645条第2項において、保険者は、危険発生の後告知義務違反により契約の解除を行った場合でも、損害の填補の責に任じない。

但し、保険契約者が危険の発生が告知した事実または不告知の事実にもとづかないときは損害の填補を行うと規定しており、この規定は損害保険の規定であるが商法第678条第2項によって生命保険にも準用されている。

保険契約の解除はできるが保険金は支払わざるを得ない。

A-1(3)

(×) 解除通知は1カ月以内に相手方に到達しなければならない。

告知義務違反があった場合、契約は当然に無効になるのではなく、その契約を保険者は解除することができるのである。

解除の方法については、民法の一般原則により相手方に対する意思表示によってこれを行う（民法第540条）必要があり、かつ、民法第97条第1項の規定するところに

よりその意思表示は、その通知が、相手方に到達した時から効力を生ずるのであって、発信すれば足るとは言えない。

A-1(4)

(○) 可能である。

商法第644条第2項では、告知義務違反による解除権は保険者が解除の原因を知った時から1カ月間行使しなかったときと契約時から5年経過したときには消滅すると規定している(商法第678条第2項で生命保険に準用されている)。

現行の各生命保険会社の個別扱保険の普通保険約款では、契約後2年経過したときは解除権が消滅すると規定している。

商法第644条第2項、第678条第2項は、片(半)面的強行規定と考えられるので解除権の留保期間を5年を越えて延長することは有効とは考えられないが、契約後1年に短縮することは、保険契約者に不利益を与える結果となるものでなく、また公序良俗に反するということもなく、特に問題はなく可能である。

A-1(5)

(×) 解除することはできない。

商法第678条によれば、告知義務違反による契約の解除の場合の契約者、被保険者の主観的要件は悪意または、重大な過失であって単なる過失(軽過失)により重要事実または重要事項を告げなかった場合または、不実の事を告げた場合には告知義務違反に問われない。

重大な過失によるとは、事実の重要性およびその告知すべきことの不知につき重大な過失(通常用うべき注意義務をいちじるしく欠いた)があることをいう。

A-2

現行(昭和58年2月本試験実施時)の生命保険各社の個人月払保険料の払込に関する約款の規定は、おおむね次のようになっている。

まず払込場所の原則として「第2回以降の保険料は会社の本店(社)または会社の指定した場所に払い込んで下さい(または払い込むことを要します)」と規定している。すなわち持参債務の原則を基本としている。

商法第516条においては、商行為によって生じた債務の履行場所は債権者の現時の

営業所においてなすことを要すとあり、民法第484条も同様に債務の弁済は債権者の現時の住所においてなすことを要としている（これが持参債務である）。

ただし、商法第516条においては「当事者の意思表示によって定まらなかったときは」とあり、民法第484条も「別段の意思表示ないときは」とあるところよりして、当事者の話し合いで債務履行の場所について取り決めが行なわれれば、その取り決められた場所が優先的に契約当事者を拘束することは言うまでもない。現行の約款の規定は、商法、民法の建前を崩さないものであって、あくまで持参債務の原則をのべている。

つぎに

「会社が便宜集金人を派遣した場合にはその集金人に払い込んで下さい。」と規定する。

会社によっては「便宜」という言葉のないところもある。

便宜という言葉はたいへんあいまいな言葉でニュアンスとしては「会社、保険契約者、双方の都合を考えて」という意味にとれるが、この言葉は集金人の派遣は会社が義務として行うものでないことをあきらかにしたものであることは間違いない。いわば集金は、サービスで行うものであると約款に規定したのである。

「便宜」という言葉を入れてない約款は、集金人の派遣は義務として行うということと考えられる。

約款規定の最後には

「前項の場合に保険料の払込がなかったときおよび猶予期間の切れる10日前になったら会社の本店（社）または会社の指定した場所に払い込んで下さい。」

とある。ここでもまた猶予期間の切れる10日前になったら会社の本店または会社の指定した場所に払い込んで下さいという表現により持参債務の原則を堅持しようとしている。

以上の約款の規定についてはいくつかの問題点があるが、第1に約款の規定と実際の集金の実態との乖離をあげることができる。集金人を派遣して会社は集金を行う場合、契約者の持参払を補完するような形でサービスとして集金を行なわせているということができるであろうか。

契約の申込を受けた外務員と申込人との間で次回以降保険料の払込方法の話し合いがなされ、集金人払ときまる場合、集金人派遣はサービスとして行われるものである

ことを説明するとは考えられず、次回以降、毎月〇日頃集金に行くときまれば会社は継続して中断することなく集金人を毎月派遣することになろう。

そのような集金人派遣は繰り返されて慣習化している状態にあると言うことが出来、契約者が払込約定日には集金人がくるものと期待するのを不当と言い切ることはできない。

この慣習の評価については学説は、保険料債務について取立債務とする黙約があるものとみとめ、その取立を怠った保険者は、保険料の未払を理由に契約の失効など自己に有利な効果を主張することはできないとしている。

第2に集金人派遣は便宜（サービス）だという場合は、集金にあたって集金人派遣の経費が保険料計算の基礎にふくまれていないことになる。しかし、経費を充分に取っていないからサービスだという主張は通用しない。

第3に猶予期間の切れる10日前になったら会社の本店（社）に持参して下さいと言っているが、会社はむしろこの期間は集金人の派遣を集約的におこなっていると思われる。何故ならば契約が失効した場合は契約者に契約復活の手続きをとってもらう必要があるほか、保険会社の最も重要な収入源である継続保険料がそこで絶たれるからである。

以上のような集金の実態と約款の規定との乖離については、かねがね保険審議会等においても指摘されていたところであるが、昭和56年の国民生活審議会消費者政策部会の約款適正化報告においても指摘を受け、生命保険業界はこれに対応すべく検討をおこない、昭和58年4月から約款と集金実態との乖離を縮小した約款に改正してこれを使用することとした。

A-3

(1) 責任準備金

責任準備金は、業法第88条の規定により、毎決算期に保険契約の種類に従って計算し、特に設けた帳簿に記載してその作成者が署名をすることが必要とされている。また、責任準備金の計算に関し必要な事項は命令をもって定めるとし、業法施行規則第29条ないし第31条にその取扱いを定めている。

i) 生命再保険契約の責任準備金（施行規則第29条）

生命保険会社は、その生命保険契約を再保険に付した場合でも責任準備金の全額を積立てることが必要とされており、大蔵大臣の認可を受けた場合に限り、その全部又は一部を積立てないことが出来るとなっている。

ii) 責任準備金の区分（施行規則第30条）

責任準備金はその区分が不能なものを除き、保険料積立金と未経過保険料とに区分することが必要とされている。

iii) 保険料積立金の計算（施行規則第31条）

① 保険料積立金は純保険料式を原則としているが、契約後5年以内かつ保険料払込期間内の契約についてはこの限りにあらずとし、5年チルメル式までの積立を認めている。

② また、大蔵大臣が事業の継続が困難または不相当と認め業法第100条により整理命令を出した場合等特別の事情がある場合には、保険数理上支障のない範囲内において大蔵大臣の認可を得て営業保険料式その他の方式により保険料積立金の計算が出来るとしている。

保険業法および同法施行規則の内容を受け、より具体的な基準あるいは取扱いが大蔵省からの通達として出されている。

基礎書類の一つである保険料および責任準備金算出方法書に責任準備金の計算に関する事項を定めることとなっている（施行規則第13条7号）。各生命保険会社は各社ごとに保険業法、同法施行規則および大蔵省通達にそって責任準備金の積立基準、計算方法等を決め保険料および責任準備金算出方法書で大蔵大臣の認可を受け、それに従って毎決算期における責任準備金の計算を行っている。

(2) 配当準備金

配当準備金に関しては保険業法に規定がなく、同法施行規則第32条に規定があるにすぎない。

「生命保険会社ガ其ノ保険契約ニ依リ確定金額ノ配当ヲ約シタル場合ニ於テハ前3条ノ規定ニ準ジ其ノ準備金ヲ積立ツルコトヲ要ス

②前項ノ場合ヲ除クノ外生命保険会社ガ其ノ保険契約ニ対シ利益又ハ剰余金ノ配当ヲ為サントスル場合（会社ノ利益又ハ剰余金計上前支出スル場合ヲ含ム）ニ於テハ

各保険契約間ノ公平ヲ期スル為必要ナル準備金ヲ積立ツルコトヲ要ス」

第1項で「確定金額ノ配当ヲ約シタル場合」とあるが、現在このような取扱いを行っている会社はなく実質的には意味を持たない規定となっている。

第2項では、配当を行う場合事前にその財源を確保し、配当準備金に積立てることを義務づけている。これらの規定は戦前の配当競争が激化した時期に契約者間の公平性をはかることを目的に配当財源の事前積立を規定化したものである。

各生命保険会社は、業法第9条（監督命令）に基づいて出された大蔵省通達「生命保険会社が社員配当又は契約者配当をする場合の基準等に関する命令の件」（昭和24年3月30日付蔵銀第93号，昭和28年5月28日付蔵銀第2282号一部改正）により、毎期決算の結果に基づいて翌事業年度の配当率をそれに必要な財源を添付して大蔵大臣に申請し、認可を受けている。

また、利益又は剰余金の分配、配当準備金への繰入あるいは契約者への配当金の支払方法等については保険業法、同法施行規則で次のように基礎書類への記載を規定している。

定款（相互会社の場合）：剰余金分配ノ方法（業法第34条7号）

事業方法書：保険契約ニ対スル利益又ハ剰余金ノ分配ニ関スル事項（施行規則第11条9号）

約款：保険契約者，被保険者又ハ保険金額ヲ受取ルベキ者が利益又ハ剰余金ノ配当ニ与カル権利ヲ有スル場合ニ於テハ其ノ範囲（施行規則第12条7号）

保険料および責任準備金算出方法書：保険契約ニ関スル利益又ハ剰余金ノ配当準備金ノ計算ニ関スル事項（施行規則第13条8号）

なお、配当金の支払を為すべき場合でまだその支払を行っていない場合、支払の義務があると認められる場合あるいは訴訟繫属中の場合にはその金額を支払備金として積立てることが必要とされている（施行規則第28条）。

A-4(1)

生命保険募集人は、損害保険代理店の場合と異なり、2つ以上の生命保険会社との生命保険募集のための契約をすることが禁じられている。

この点に関して保険募集の取締に関する法律では、一方では生命保険会社の側から

(第10条第1項)と、もう一方では生命保険募集人の側から(同条第2項)と、両側から規定しており、この規定がいわゆる「乗合の禁止」と言われているものである。

即ち、第1項では、生命保険会社は、他の生命保険会社と生命保険募集のための契約をしている生命保険募集人に対して、募集を委託してはならないと規定している。一方、第2項では、1人の生命保険募集人は2社以上の生命保険会社から委託を受けて生命保険募集を行うことができないと規定している(1社専業主義)。

なお、第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処せられる(第22条)。

A-4(2)

本条は、乗合の禁止(第10条)と表裏一体をなすものである。即ち、一方で生命保険会社は登録された生命保険募集人のほかに、生命保険募集の委託をすることが禁じられている(第10条第1項)が、さらに登録された生命保険募集人以外の者に対して募集に関する手数料、報酬その他の対価を支払ってはならないとされている。

一方、生命保険募集人の方からは、登録された他の生命保険募集人のほかに、募集の委託をすることが禁じられているとともにさらに、登録された生命保険募集人以外に募集に関する手数料、報酬、その他の対価を支払ってはならないとされている。

ただし、保険会社が主務大臣の認可を得て基礎書類に規定を設け、無登録者に対価を支払うことは差支えない(第18条第2項)。

この条文は、募集の委託をなす者の側から、その対価の支払いを規制するとともに、いわゆる下請募集を規制する意図から設けられたものである。

なお、この規定に反した違法な下請募集を行わせた場合には、1年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処せられる(第22条)。

B-1

- (1) ① 信託行為
 - ② 信託財産の管理方法
 - ③ 裁判所
- (2) ④ 管理の失当
 - ⑤ 分別管理
 - ⑥ 損失の填補
 - ⑦ 信託財産の復旧
- (3) ⑧ 相手方
 - ⑨ 転得者
 - ⑩ 取消す
- (4) ⑪ 信託事務の処理に関する書類
 - ⑫ 信託事務の処理
- (5) ⑬ 信託行為に別段の定めがある
 - ⑭ 受益者
- (6) ⑮ 裁判所
 - ⑯ 解任
- (7) ⑰ 信託利益の全部
 - ⑱ 信託財産
 - ⑲ 利害関係人
 - ⑳ 信託の解除

B-2

「要留保額」は適格退職年金について使用される用語で、法人税法施行令第159条第8号に、「要留保額」とは「留保すべき金額から当該契約にかかる過去勤務債務等の現在額を控除した金額に相当する金額」と規定されている。

「留保すべき金額」は、責任準備金に支払備金を加え、未収掛金を控除した額であるので、

$$\text{要留保額} = \text{責任準備金} + \text{支払備金} - \text{未収掛金} - \text{過去勤務債務等の現在額}$$

と表現できる。

「要留保額」は次の場合を除いて事業主に返還しないものであるとされている。

- イ 事業主が当該契約の全部又は一部を解除し、厚生年金基金に移行するため、当該解除により返還を受ける金額のうち受益者等が負担した掛金等の額に相当する金額以外の金額を、その負担する掛金として直ちに厚生年金基金に払い込む場合のその払込金額に相当する金額
- ロ 受益者等が他の適格退職年金契約に係る受益者等となったため、事業主が当該契約の全部又は一部を解除し、当該解除により返還を受ける金額を当該他の適格退職年金契約に係るその負担する掛金等として直ちに払い込む場合その払込金額に相当する金額
- ハ 当該契約に係る信託会社間若しくは生命保険会社間又は信託会社、生命保険会社若しくは農業協同組合連合会の間における引受割合の変更があった場合において、事業主が当該引受割合の減少したこれらの会社から要留保額のうち当該減少した引受割合に対応する部分の金額に相当する金額の返還を受け、当該引受割合の増加したこれらの会社に対し当該金額をその負担する掛金等として直ちに払い込むときのその払込金額に相当する金額

又、当該契約の全部又は一部が解除された場合には、当該契約に係る「要留保額」は、前記イからハマまでに掲げる金額を除いて、受益者等に帰属するものとされている。

なお、再計算時において、年金信託財産又は保険料積立金又は共済積立金に相当する金額が、「留保すべき金額」を超えるときには、その超える部分の金額の全額を掛金に充て又は事業主に返還することとされている。

B-3

厚生年金基金は、加入員の老齢について年金又は一時金の給付を行い、もって加入員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、事業主と厚生年金保険の被保険者で組織する公法人である。

基金が給付を行うのに必要な財源は掛金及び国庫負担によることとされており、ここでは掛金について述べる。

(1) 掛金の徴収権

基金の掛金徴収権については厚年法第138条に「基金は、基金の支給する年金給付及び一時金たる給付に関する事業に充てるため、掛金を徴収する。」と規定されており、その徴収権は以下のように厚年保険の保険料に準じた取扱いをうける。基金掛金がそのような強力な徴収権を付与されているのは、基金の行う給付の事業が厚年給付のうち老齢年金の報酬比例部分を代行しているためである。

- ① 掛金は、年金給付の額の計算の基礎となる各月について発生する。年金給付の基礎は、加入員の資格を取得した月から、加入員の資格を喪失した月の前月までであり、その各月につき、掛金の徴収権が発生することになる。
- ② 滞納については厚年保険の保険料に準じた滞納処分ができ、この点から強力な徴収権といえよう。

先取特権についても、国税及び地方税に次ぐ順位を与えられる。なお、掛金債権は、掛金の納期限から2年経過したとき、短期消滅時効により消滅する。又、掛金の納入告知、督促は、時効中断の効力を有する。

- ③ 設立事業所以外の事業所に同時に使用される加入員に係る掛金のうち加入員及び当該事業主の負担すべき額は、「徴収金」として徴収できる。
- ④ 掛金及び負担区分に関する事項は、規約に定めなければならない。その判定、変更は、厚生大臣に認可の申請を行うことになっている。

(2) 掛金の負担及び納付義務

- ① 掛金は、加入員及び事業主がそれぞれ半額を負担することが原則であるが、事業主の負担割合を増加させることができる。

ただし、加入員の負担割合が次の範囲内にあることが必要である。

㊦ 加入員負担の下限

加入員でないとした場合の保険料から加入員としての保険料を控除した額
(いわゆる免除保険料の半額)

㊧ 加入員負担の上限

法令上で明文化されたものではないが、社会保険料控除との関係で、公務員水準掛金額とされている。(公務員水準掛金は免除保険料の2.7倍相当)

- ② 当基金の設立事業所以外の事業所に同時に使用される者に係る掛金を徴収金というがその負担割合は事業主の負担額を先に決め、残額を加入員が負担する形式

で決められる。事業主の負担額は次の区分による。

⑦ 事業主が設立事業所の事業主であるとき

当基金の事業主負担割合による負担額とその事業所に設立された基金の事業主負担割合による負担額とのいずれか低い方の額

⑧ 事業主が設立事業所の事業主でないとき

免除保険料の半額

なお、2以上の事業所に同時に使用される者に関するそれぞれの事業所に係る掛金又は徴収金の額は標準給与の基礎となる給与の比率により按分した額となる。

- ③ 事業主は加入員負担分及び自己の負担する掛金を納付する義務を負うこととされており、加入員に給与を支払う場合に加入員の負担する掛金を給与から控除することができる。

(3) 掛金の算定基準

基金制度は、長期的な制度であるため、財政基礎が確実であることが重要であり、適正な年金数理に基づく財政計算によって掛金を算定する必要がある。掛金の額及び掛金率の計算の基準については法令で以下の規定がある。

① 掛金の額

掛金の額は、加入員の標準給与の月額に一定の率を乗ずる方法又はそれに一定の額を加算する方法であること。

② 掛金率の計算

⑦ 財政方式は予定利率、死亡率、脱退率及び昇給率を計算基礎とする事前積立方式によること。

⑧ 過去勤務債務の償却期限は、原則として20年以内とすること。

⑨ 少なくとも5年毎に再計算を行うものであること。但し、設立後第1回の再計算は3年後に行うこと。

⑩ 脱退率及び昇給率は少なくとも過去3年以上の実績を基礎として算出すること。

⑪ 死亡率は生命表の死亡率によること。

⑫ 予定利率は5.5%とすること。

⑬ 掛金率は種別等客観的基準及び加入員の標準給与によって確定する定率と

すること。

② 種別ごとに免除保険料の総額を下廻らないように定められなければならない。

⑦ 特定の者につき、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。

(注) 昭和61年厚年法改正により、国庫負担、老齢年金に変更あり。

B-4

(1) 貸付信託

① 貸付信託は昭和27年に制定された貸付信託法に基づく信託形態であり合同運用指定金銭信託の一種である。貸付信託法第2条で

⑦ 一つの信託契約に基づいて、受託者が多数の委託者との間に締結する信託契約により受入れた金銭を

① 主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であって

② 当該信託契約に係る受益権を受益証券によって表示するものと定義されている。

② 信託法上の受益者の権利は、受益権が受益証券化されたことから、もともと、収益の給付請求権のみとなり、他は信託会社に対する信託を背景として、捨象されてしまっている。

受益証券は有価証券とされ、流通性が付与されている。受益証券は無記名が原則であるが受益者の請求があれば記名式とすることもでき、記名式の場合は有価証券とはならず、指名債権の証拠証券と解されており、その譲渡質入については、民法の指名債権譲渡に関する一般規定に従うことになる。

③ 委託者の地位は極度に抽象化され、受益証券に化体されており、受益証券の取得者が受益証券に係る信託契約の委託者の権利義務を承継するとされている。

④ 貸付信託は信託契約の途中解約を認めない代り、受益証券発行の日から1年以上を経過した場合に受託者がその固有財産をもって受益証券を買い取るという制度を設けている。貸付信託の流通市場が未整備の段階において受益者からの受益証券の中途換金の要求を考慮したものである。

なお、買取により受託者が受益証券を取得しても信託法第9条の受託者の利益

享受の制限の規定は適用されない。

- ⑤ 貸付信託は指定金銭信託であるから、元本補填及び利益補足契約ができるが、元本補填契約のみできると定められている。

元本補填契約をしたときは、貸付信託の収益のうちから、特別留保金を積立て損失の補填に備えることが義務づけられている。

- ⑥ 貸付信託は、国民大衆の資金を基幹産業へ長期資金として供給することを目的として創設され、当初は大産業に集中的に貸出されていたが、昭和46年の貸付信託法の改正により、資金の運用分野が「国民経済の健全な発展に必要な分野」と拡大され時代の要請に対応している。

(2) 特定金銭信託

金銭の信託は、金銭信託と金銭信託以外の金銭の信託とに大別され、さらに金銭信託は、3種に分類され、その一つに特定金銭信託がある。

- ㊦ 特定金銭信託……運用方法の特定される金銭信託
- ㊧ 指定金銭信託……運用方法の指定のある金銭信託
- ㊨ 無特定無指定金銭信託……運用方法の特定及び指定のない金銭信託

この特定金銭信託は、指定金銭信託が信託金の運用範囲を概括的に指定するのは異なり、運用方法が一定のものに特定される。たとえば、貸付金運用であれば、その債務者、金額、担保、保証人、期限、利率等が限定される。

どの程度までそれを限定するのが「特定」なのか明確な基準はないが、少なくとも、「投資価値を決定する標準」となるもの特定しておく必要があるとされる。

特定金銭信託は次のような特質がある。

ア. 元本補填、利益補足

受益者に対して受託者の負担する責任が信託財産を限度とする信託法の規定の例外として、信託業法において元本補填、利益補足の契約が認められたが、それは運用方法の特定されない金銭信託に限られ、特定金銭信託においては認められない。

これは、運用方法が委託者によって特定され、受託者には裁量の余地が残されていないことから、受託者の責任のない損害を負担することになり不合理であるためである。

イ. 実績配当

運用収益から一定の信託報酬を控除した残額を収益配当金として受益者に配当する。指定金銭信託が必ずしも実績配当でないことと比較すると実績配当である。

ウ. 金銭による財産交付の例外

金銭信託においては信託財産の受益者交付は原則として金銭でなされる必要があるが、この信託は運用方法を委託者が特定しているという性格上、金銭による交付が困難な場合が予想される。普通は信託財産の現状交付の例外規定が設けられている。

なお、金銭信託以外の金銭の信託においての信託財産の現状交付はそれが原則であり、例外とする特定金銭信託の現状交付と意味は異なる。

エ. 信託会社の受託

特定金銭信託の引受にあたり期間等の制限はなく当事者で自由に決め得る。ただし、委託者が法人であるとき、信託行為が事業目的の範囲内であることが必要である。特に、非営利法人の場合、法令、定款、寄付行為で行為能力を制限していることがあり、実質的にその制限を超えることのないよう留意する必要がある。

なお、特定金銭信託は受益者の固有財産と分離した有価証券の評価及び償還差益の期間配分（アキュミレーション方式）が可能となる点から最近注目されている。

(3) 遺言信託

委託者、受託者の契約により設定される生前信託に対し、遺言によって設定される信託を遺言信託という。遺言によって財産を処分し信託財産に帰属させ、受益者に当然に受益権を発生せしめる他益信託である。経済的、実質的には一種の遺贈であるため、民法の遺贈に関する規定が適用又は類推適用される。基本的には一般の信託と同一であるが、以下のような特徴がある。

ア. 遺言信託の成立要件

遺言が民法上有効になされていることが必要で、遺言能力のある者により一定の方法で行われていなければならない。

遺言の内容を示す意思表示は、特定の財産権について信託を設定する趣旨が明らかでなければならず、少なくとも委託の目的、受益者が明白で受託者に対する

意思表示が命令的構成であることが必要である。

信託財産たる財産権が委託者の死亡時に相続財産に属していないときは、その限度で信託行為は無効である。

イ. 遺言信託の効力発生要件

遺言は遺言者の死亡によりその効力が生ずるので、遺言信託も遺言者の死亡により効力が発生するが、受託者として指定された者が引受けたときはじめて信託の効果は被指定者に帰属する。

ウ. 委託者

遺言者が委託者であり、遺言能力があれば委託者となれる。従って、行為能力は必要でなく満15歳に達した者は、たとえ無能力者でも遺言信託をなしうる。

エ. 受託者

受託者として指定された者が引受けるか否かは自由である。引受けがあると、信託は遺言者の死亡の時に遡及して効力を生ずるが、引受けの時から信託財産の管理義務が発生する。

引受けが拒絶されたり、不能である場合には、別段の定めのない限り私益信託では利害関係人の請求により裁判所が受託者を選任し、公益信託では主務官庁が職権で受託者を選任する。

オ. 受益者

受益者の指定を欠く場合には、相続人が受益者であると推定される。遺言者との関係で相続人または受遺者になれない者や遺言者の相続人でない後見人またはその配偶者、直系卑属は、受益者となれない。

指定された受益者が遺言者の死亡前に死んだときは、遺言信託はその効力を生じない。

カ. 遺留分違反の遺言信託

遺言信託が遺留分権利者の遺留分を害するときは、減殺請求のみ受け信託が無効なることはない。

キ. 税法上の取扱い

相続税法で、遺言信託は遺贈とみなしている。

ク. 信託会社による引受け

信託業法施行細則上信託会社が受託者となるときは、信託契約書に委託者の署名を要し、委託者は死亡しているためそれが不可能であるが、細則の定めは契約信託の場合の注意規定と解され信託会社も遺言信託を引受けることができる。なお、受託できる財産権の種類は一般の信託と同様に信託業法上の制限がある。

C-1

(イ) 損害保険契約が有効に成立するには、被保険者が保険の目的について被保険利益を有していなければならない。被保険利益を欠いた契約は、保険契約でなく賭博に過ぎない。

被保険利益を金銭に評価したものが保険価額である。被保険者は、全損の場合には保険価額を超えて損害の填補を受けることができない。さもなければ、保険による利得を許すことになり、道徳危険を誘発するおそれがあるからである。

(ロ) 保険契約の締結にあたっては、保険金額ができるだけ保険価額と一致するように定められることが望ましい。損害が生じたときは、填補額は、この両者の関係によって次のように計算される。

(a) 全部保険（保険金額＝保険価額）の場合

損害額に等しい額が填補される。

(b) 一部保険（保険金額＜保険価額）の場合

基本原則としては、次の算式による額が填補される（商法第636条）。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害填補額}$$

これを比例填補の原則という。この原則の利点は、第1に、この方法によれば、各被保険者に対してその負担した保険料に比例した支払をすることができ、被保険者間の公平がもたらされることにあり、第2に、この方法を用いる場合は、保険統計上、損害率（ないしは、単位保険金額あたりのクレームコスト）が付保割合の水準の変動によって攪乱されないため、料率計算が正確かつ容易になされ得ることにある。また、インフレーションの場合、通常は保険金額の増額が物価上昇に及ばず付保割合の水準が低下するため、もし比例填補を行わなければ相対的に損害率が増大し、保険者は料率引上げを余儀なくされるが、比例填補の方式の下ではこの難点が回避ないし緩和されるということも、この原則の長所に数えられるであろう。

わが国の現行火災保険では、上記の比例填補原則を若干変更した方法も用いられている。不燃構造物件等を対象とする付保割合条件付実損填補条項がそれであり、この方式においては次の算式で損害填補額が計算される。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times \text{約定割合}} = \text{損害填補額}$$

(ただし、損害填補額 ≤ 保険金額)

また、住宅物件の火災保険では、建物構造のいかんを問わず一般的に、上式の約定割合の数値を80%として、この方法による損害填補が行われている。

(c) 超過保険（保険金額 > 保険価額）の場合

保険金額が保険価額を超過する部分については保険契約は無効であり（商法第631条）、保険価額を限度として損害の実額が填補される。

(d) 重複保険の場合

同一の被保険利益につき、担保危険および保険期間を全部または一部共通にする複数の保険契約がある場合において、それらの合計保険金額が保険価額を超過するとき、これを重複保険という。重複保険の場合に各契約が相互に無関係に損害を填補すると、合計して実損害額を超過する額が支払われ、被保険者を利得させる結果となるので、これを防ぐため、損害額を各契約で分担する方法が商法および保険約款に規定されている。商法は、重複保険を同時重複保険と異時重複保険の二つに分ち、前者については保険金額割合による分担を定め（第632条）、後者については前の保険者から順次に損害を填補してゆく方法を定めているが（第633条）、保険約款では、この区別をしないで、いずれの場合についても同順位主義を採用している。以前は、各保険種目の約款は、商法第632条におけるのと同様の保険金額割合による分担を定めていたが、近年は、各契約の独立責任額割合による分担の方法が一般的となった。

い) 実際には、保険価額は保険期間中一定でなく、物価変動や保険の目的の経年・損耗減価によって変化するので、どの時点の価額が基準となるかの問題がある。一部保険の場合の比例填補等の計算については、損害発生時の価額が基準となることに疑問はないであろう。他方、超過保険の場合については、どの時点における超過額を無効とするかにつき、学説は区々である。保険契約締結時とする説も有力であるが、この説によれば、契約締結時に無効とされた部分はその後インフレーション等による価額の上昇があっても復活しないことになる。これに対し、多くの約款の規定は、損害発生時の価額を基準としたものと解し得るように思われる。また、実務

上も、そのように取扱われているとあってよいであろう。

海上保険等では、損害発生後に保険価額を評価することの困難およびこれに伴う紛争を回避するため、保険者と保険契約者との間で保険価額をあらかじめ協定することが普通である。これを評価済み保険（valued policy）という。評価済み保険においては、保険者は、協定保険価額が著しく過当であることを証明した場合を除き、減額を請求することができない（商法第639条）。

(二) 責任利益、費用利益等、消極財産に関する被保険利益においては、多くの場合、起り得べき損害に一定の限度がないため、保険価額が定まらない（ただし、物の保管者の責任保険の場合や、法令によって責任額や負担すべき費用の額に一定の限度が設けられている場合を除く）。従って、その種の保険にあつては超過保険、一部保険等の問題が生じない。ただし、その場合も、損害額を超えて保険金を支払うことは、もちろん許されない。このため、複数の保険契約がある場合においてそれらの合計責任額が損害額を超えるときは、重複保険につき前述したのと同様に分担計算がなされる。

生命保険のような定額保険——所定の保険事故が発生すれば、損害の有無および額にかかわらず所定の金額を支払う保険——においては保険価額の観念がないが、損保部門でも、傷害保険については定額保険の方式が用いられることが多い（わが国の傷害保険は、海外旅行傷害保険における治療費担保を除き、定額保険である）。この方式の保険においては、保険価額によって填補額を制限することができないから、保険金受取人の不当な利得およびこれに伴う道德危険を防止するため、保険契約締結にあたって過当な保険金額（他にも保険契約があるときはそれとの合計額につき）の設定を避けるように注意を払うことが特に重要である。

C-2

(1) 危険の変更とは、保険契約締結後、所定の保険事故による損害発生の際の蓋然性に影響を及ぼすべき事情に変化を生じること（危険度の増加または減少）をいう。

保険契約においては、契約引受の可否、契約条件および保険料率は保険の目的の危険度に応じて定められる。従って、もし、保険契約締結後にその危険度が著しく増加した場合に、保険者が当初の条件・料率のまま担保を続けるとすれば、保険収

支の均衡が破れるおそれがあり(収支相等の原則に反する)、また保険契約者間の負担の均衡を害し(給付反対給付均等の原則に反する)、保険事業の合理的な運営に支障を生ずる。しかるに、危険の変更は、通常の場合、保険契約者または被保険者の知るところであるが、保険者はこれを知らない。このため、わが国の多くの保険約款は、保険契約者および被保険者に対し、危険の状態につき約款所定の変更が生じた場合に——あるいは、その他、危険の著しい増加・変更が生じた場合に——、これを保険者に通知してその承認を請求する義務を課している。これを危険変更の通知義務という。これらの約款によれば、保険契約者・被保険者がこの通知を怠ったときは、保険者はその間に生じた保険事故について損害填補義務を免れる。保険者は、危険変更を承認する場合は、追加保険料を請求する権利を有する。また、保険者は、危険変更を承認しないで保険契約を将来に向って解除することもできる。

一方、商法は、危険の著しい変更・増加があった場合につき、その変更・増加が保険契約者または被保険者の責に帰すべき場合とそうでない場合との二つに区分して規定しており、前者の場合には保険契約は失効することとし(第656条)、後者の場合については、保険者に将来に向っての契約解除権を与えるとともに、保険契約者・被保険者に通知義務を課している(第657条)。保険契約者・被保険者が通知を怠ったときは、保険者は危険変更の時から契約が失効したものとみなすことができる。また、保険者が通知受領後遅滞なく契約を解除しなかったときは、契約をそのまま承認したものとみなされる。

上記の「危険の著しい変更・増加」とは、もしそのような危険状態が最初から存在したならば、保険者が保険契約を引受けなかったか、または少なくとも同一の料率・条件では引受けなかったであろうと考えられる程度のものをいうと解されている。

- (2) 商法第660条および各種の保険約款は、保険事故発生にあたり、被保険者が——約款によれば、保険契約者も——損害の防止軽減に努めなければならない旨を定めている。もし、被保険者が不当にこの義務に違反したときは、保険者は、損害額から防止軽減できたであろうと認められる額を差引いた残額についてのみ填補義務を負うと解されており、また多くの約款はそのように規定している。

ここにいう損害防止とは、保険事故がすでに発生しているか、またはその発生を

不可避とするような事態がすでに生じている場合において、損害の防止軽減または事故の回避のために手段を講ずることをいう。平常の状態の下において損害を予防するために講ずる措置は、これに含まれない。また、この損害防止につき要求される努力は、もし保険がなかったとしても一般人が当然行うべき程度のもので解される。

損害保険は、偶然の事故によって生ずべき損害に備えるために、多数の経済主体が共同の危険集団を構成し、各自の危険度に相応した賦出をすることによって相互に危険を分散する制度である。従って、もし、保険があるために被保険者が損害の発生を拱手傍観するような場合に、保険者が損害をそのまま填補することは、制度の目的に反する。そのような損害填補は、他の善良な保険契約者の犠牲において不誠実ないし悪意の被保険者を保護することを意味するのみならず、損害防止の incentive を弱めることにより、社会的安全を害し、保険の存在が却って社会的弊害を生む方向に働くおそれがある。損害防止義務の根拠はこの点にあると解される。

商法は、損害防止のために必要または有益であった費用は保険者の負担とする旨を定め、かつ、損害填補額と損害防止費用との合計額が保険金額を超えても保険者がこれを負担すべき旨を規定している(第 660 条)。これは、一つには、その費用が保険コストに含まれることとなっても他方でその費用の発生が損害の軽減をもたらす保険コストを低めるからであり、また一つには、このような費用負担が被保険者の損害防止活動を奨励する効果を有し、危険集団の総体の利益および公共の利益に合致するからであると考えられる。しかし、保険約款の規定は必ずしも商法と同じではない。海上保険ではおおむね商法の規定のとおりに行っているが、火災保険、自動車保険等では、他の填補額との合計額が保険金額を超えない範囲内で、損害防止費用を保険者の負担としている。また、実際問題としては、何をもって損害防止費用と解するかについて疑義の生ずることも多いので、火災保険の約款においては、保険者の負担する損害防止費用の内容が具体的に規定されている。

C-3

保険経営においては、被保険者に対する支払能力の確保が強く要請され、そのため、保険会社の資産価値の保全が重要な課題となる。保険会社の資産は、その主要部分が

保険契約準備金の見合資産であり、被保険者のための共通準備財産ともいうべきものであるからである。

保険会社の資産内容を堅実にする手段の一つとして、保険業法第86条は、保険会社が財産の評価換^(注1)または売却によって計上した利益がこれによって計上した損失を超えるときは、その差額を準備金として積立てなければならない旨を定めている。これは、元来、不動産や有価証券の評価換や売却は、ある時には利益を生み別の時には損失を生むという性質のものであるから、たまたまある年度に利益を生じたとしても、そのような臨時的な利益は他日の損失に備えて社内に留保することとし、資産の保全をはかろうとするものである。特に、資産の売却益をみだりに契約者配当にあてて不健全な競争が行われることなどは、厳に防止されなければならないとされる。

この準備金は、欠損の填補——この「欠損」とは、商法第289条の「資本ノ欠損ノ填補」におけるのと同じく、会社の純財産額が資本と法定準備金の額の合計額に満たない場合をいうと解されている——にあてる場合、または財産の評価損・売却損が評価益・売却益を超えるときその差額の填補にあてる場合のほかは、取りくずすことができない(保険業法第87条)。ただし、特に主務大臣の認可を得た場合は、その全部または一部を積立てないことまたはこれを取りくずすことができる。

第86条準備金は、利益処分によって積立てられるものではなく、それに先立ち損益計算上算出されるものである。しかし、税法上は損金処理を認められておらず、制度の趣旨が一貫しないという問題を残している。また、売却益等に対する税金を支払っても、この規定によれば積立てるべき額は売却益等の全額となるので、その結果決算上の損益が実態よりも悪くあらわれ、決算が苦しくなる場合もあるという問題を生ずる。^(注2)

実際問題としては、経済成長とインフレーションのため有価証券投資によるキャピタル・ゲインが恒常的に発生している状態の下で第86条準備金を無限に積立てることが妥当かどうかという問題も提起されており、これを責任準備金の積増または契約者配当準備金への繰入れにあてるべきであるとの議論もある。^(注2)

なお、第86条準備金は、保険業法第84条の規定とも関係をもっている。同条および同法施行規則第26条の2によれば、保険会社は、上場株式会社については、主務大臣の認可を得て、商法第285条の6(原価主義等)の規定にかかわらず、時価以内で取得価

額を超える価額を付すことができ^(注3)、この場合の評価益は、責任準備金または契約者配当準備金として積立てることを要するとされている。この規定に基づいて積立てられた評価益は、第86条準備金に含まれない。

(注1) 現実には、評価益の計上は許されていないから(統一経理基準参照。なお、商法第34条第2号、第285条～第285条の7)、問題となるのは売却益だけであるといつてよい。

(注2) 昭和51年3月31日付大蔵省銀行局長通達によって、第86条準備金の積立をしないことにつき大蔵大臣の認可を得ることができるものの範囲が定められたが、その中に、契約者配当準備金に繰入れる額や、第86条準備金の積立のために要する法人税等相当額が挙げられており、これによって上記の問題の解決がはかられている(なお、この規定は、昭和58年3月31日付をもって統一経理基準に組入れられた)。

(注3) 現実には、統一経理基準により、損害保険会社は上場有価証券の評価を低価法で行うこととされているから、業法第84条による特則が適用される余地はほとんどないと考えられる。

C-4

およそ、公正な競争秩序の維持は、消費者の利益の保護と国民経済の健全な発達をはかるうえで、経済活動のあらゆる分野において不可欠である。私的独占禁止法、同法に基づく公正取引委員会告示、不当景品類及び不当表示防止法等には、そのための各種の規定が設けられている。それらのうち、差別対価の禁止、不当廉売の禁止、偽瞞的顧客誘引の禁止および不当な利益による顧客誘引の禁止(昭和57年6月18日公取委告示第15号)や不当な表示の禁止(景表法第4条)は、保険募集にも関係の深い事項といえるであろう。

次に、保険は、抽象的な無形の商品を扱う事業であり、消費者が意思決定にあたり多くの場合売手側の説明に依存せざるを得ないという性質をもっている。一方、保険においては、被保険者の生活や経営の安全が保険者の誠実な債務履行にかかっており、従って、保険募集にあたって不公正な行為があった場合の消費者の被害は非常に大きい。このため、保険募集における公正競争の確保については、他の一般業種の場合よ

りも具体的かつ強力な特別の規制手段が必要とされる。そのような規制手段としては、立法措置による公的規制と業界の自主規制との二つが考えられる。後者には、保険監督官庁や独禁法当局の承認を得て行われるものも含まれる。この両者をそれぞれどのように用いるかは、国により時代によって一様でないが、現在のわが国では、前者の比重が大きく、特に募集取締法が大きい役割を果たしている。

この面での募集取締法の機能は大略次のとおりである。

(イ) 募集従事者の資質の維持

保険契約獲得競争の手段として節度のない募集委託が行われ、信用の乏しい者やその他不適格な者が募集に従事することとなってはならない。募集取締法はこのために代理店の登録制度を設けている。すなわち、損害保険契約の募集を行い得る者は、——損害保険会社の役員・使用人のほかは——正規の手続を経て当局に登録された代理店に限られる。所定の欠格条件に該当する者は登録を拒否される。登録後欠格条件を生じた者は登録を取消される。また、募集活動において法令違反や著しく不適当な行為があった者は、業務の停止を命ぜられ又は登録を取消されることがある。登録を取消されてから5年を経過するまでの者は、再び登録を受けることができない。

(ロ) 募集文書図画の規制

募集文書図画は契約者に正しい情報を与えるものでなければならない。このため、募集取締法は、まず、募集文書図画に所属保険会社または代理店の氏名、商号または名称を記載して責任の所在を明らかにすることを求め、ついで、保険会社の資産・負債につき大蔵大臣に提出した決算書類と異なる内容のものを記載してはならないことと、契約者配当等に関する予想を記載してはならないことを定めている。この禁止規定は、募集のための放送、映画、演説等にも準用される。

(ハ) 募集上の不当な行為の禁止

禁止されるのは、第1には不正話法であり、契約条件等について契約者を偽瞞しまたは錯誤に陥れるような行為がこれに含まれる。第2には、契約者に対して告知義務違反をすすめる行為である。第3には、保険料の割引・割戻その他一部の契約者に特別の利益を提供する行為である(不当差別の禁止)。第4には乗換募集であり、ここでは、手数料獲得のために契約者の利益に反して既存契約を解約し新たな契約を締結させるような行為が禁止されている。

(二) 代理店の保険料保管に関する規制

保険契約獲得競争の過程においては、代理店の保管する保険料の管理が放漫に流れるのを保険会社が許容することも起り得るが、これは健全な競争秩序を乱すものである。特に、代理店が保険料を他の目的に流用することなどが放置されてはならない。このため、募集取締法は、代理店が保険料を自己の財産と明確に区分して保管すべき旨を定めている。その具体的手段として、同法施行規則は、代理店に対し、いわゆる別途預貯金と収支明細表の備付とを義務づけている。

(三) 自己代理店の禁止

保険契約獲得競争の手段として、保険会社が保険契約者またはその被備者に代理店を委託し、これに代理店手数料を支払うことによって事実上のリベートを与えることも起り得るが、そのような自己代理店の設置も不公正な競争手段として禁止されている。

上述の目的を達するため、大蔵大臣は、代理店に対し、業務に関する報告徴求権、帳簿書類等の検査権、文書図画の提出命令権、文書図画の使用に関する命令権などを行行使することができる。また、上記(一)～(三)の各項の違反に対しては所定の罰則が課される。

法 規, Laws & Regulations

1. 生命保険における保険証券の必要記載事項および保険証券の法的効力について述べよ。

Describe the necessary items to be mentioned on the life insurance policy, and explain its legal effects.

2. 次の事項について説明せよ。

- (1) 生命保険契約の復活
- (2) 生命保険契約の解除

Explain the following matters concerning to the life insurance contract.

- (1) Revival of the contract
- (2) Cancellation of the contract